

日野市普通河川等管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

日野市長

古賀壮志

日野市普通河川等管理条例の一部を改正する条例

日野市普通河川等管理条例（平成8年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

占用物件	単位	金額
ガス管 電力管 電信管 その他の管類	1平方メートルにつき1年	352円
鉄塔・送電塔 電柱・電話柱 その他の柱類	1平方メートルにつき1年	1,174円
その他のもの（橋りょう、通路、工事用詰所、板囲い・足場、工事用材料置場その他これに類するものを除く。）	1平方メートルにつき1年	1,174円

備考

- 1 占用面積が1平方メートル未満であるとき又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 占用期間が年の中途において開始し、又は終了するときの当該年の占用料は、月割りで計算する。
- 3 占用期間の月数は、占用を始める日の属する月から占用を終える日の属する月までの月数とし、月の中途から占用を始める場合及び月の中途で占用を終える場合においては、それぞれ1カ月として計算する。

付 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の日野市普通河川等管理条例の規定は、施行日以後の占用

に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。